

第30号議案

島根県手数料条例の一部を改正する条例

島根県手数料条例（平成12年島根県条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表21の項及び22の項を次のように改める。

21及び22 削 除		
---------------	--	--

別表33の項を次のように改める。

33 農産物検査法関係手数料	(1) 農産物検査法（昭和26年法律第144号。以下この項において「法」という。）第17条第1項の規定に基づく登録検査機関の登録を受けようとする者	150,000円
	(2) 法第18条第1項の規定に基づく登録検査機関の登録の更新を受けようとする者	10,100円
	(3) 法第19条第1項の規定に基づく登録検査機関の変更登録を受けようとする者	
	ア 法第17条第4項第3号の農産物の種類の増加に係るもの	30,000円
	イ 法第17条第4項第4号の登録の区分の増加に係るもの	150,000円

別表54の項第4号中「第3条第1号」を「第2条第1号」に改め、同項第5号中「第3条第2号」を「第2条第2号」に改める。

別表64の2の項第1号中「この号及び第3号」を「この項」に改め、同号ア及びイ中「住宅が」を「住宅が新築しようとする」に改め、同号に次のように加え

る。

ウ 計画の認定を受けようとする住宅が 増築し、又は改築しようとする一戸建 ての住宅の場合	67,000円（適 合証の提出が ある場合に あっては、 9,000円）
エ 計画の認定を受けようとする住宅が 増築し、又は改築しようとする共同住 宅等の場合	
ア 床面積の合計が500平方メートル 以内のもの	157,000円 （適合証の提 出がある場合 にあっては、 18,000円）を 認定申請数で 除して得た額
イ 床面積の合計が500平方メートル を超え1,000平方メートル以内のも の	247,000円 （適合証の提 出がある場合 にあっては、 31,000円）を 認定申請数で 除して得た額
ウ 床面積の合計が1,000平方メート ルを超え3,000平方メートル以内の もの	488,000円 （適合証の提 出がある場合 にあっては、

	45,000円)を 認定申請数で 除して得た額
(工) 床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	873,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、 84,000円)を 認定申請数で 除して得た額
(才) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1,500,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、 144,000円) を認定申請数 で除して得た 額
(カ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	2,731,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、 233,000円) を認定申請数 で除して得た 額
(キ) 床面積の合計が20,000平方メートル	3,902,000円

ルを超え30,000平方メートル以内のもの

(適合証の提出がある場合にあっては、
286,000 円)
を認定申請数
で除して得た
額

(ク) 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの

4,781,000 円
(適合証の提出がある場合にあっては、
305,000 円)
を認定申請数
で除して得た
額

別表64の2の項第2号ア中「住宅が」の次に「(1)のアの計画の認定を受けた」を加え、同号イ中「住宅が」の次に「(1)のイの計画の認定を受けた」を加え、同号に次のように加える。

ウ 計画の変更の認定を受けようとする
住宅が(1)のウの計画の認定を受けた一
戸建ての住宅の場合

34,000円(変
更後の計画に
係る適合証の
提出がある場
合にあって
は、5,000
円)

エ 計画の変更の認定を受けようとする

住宅が(1)の工の計画の認定を受けた共同住宅等の場合

㉞ 変更に係る床面積の合計が500平方メートル以内のもの 157,000円

(変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあっては、18,000円)を変更認定申請数で除して得た額

㉟ 変更に係る床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 247,000円

(変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあっては、31,000円)を変更認定申請数で除して得た額

㊱ 変更に係る床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの 488,000円

(変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあっては、45,000円)を変更認

	定申請数で除して得た額
(工) 変更に係る床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	873,000円 (変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあっては、84,000円)を変更新定申請数で除して得た額
(ク) 変更に係る床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1,500,000円 (変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあっては、144,000円)を変更新定申請数で除して得た額
(カ) 変更に係る床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	2,731,000円 (変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあっては、

	233,000 円) を 変更認定申 請数で除して 得た額
(キ) 変更に係る床面積の合計が20,000 平方メートルを超え30,000平方メー トル以内のもの	3,902,000 円 (変更後の計 画に係る適合 証の提出があ る場合にあっ て は 、 286,000 円) を 変更認定申 請数で除して 得た額
(ク) 変更に係る床面積の合計が30,000 平方メートルを超えるもの	4,781,000 円 (変更後の計 画に係る適合 証の提出があ る場合にあっ て は 、 305,000 円) を 変更認定申 請数で除して 得た額

別表64の4の項の次に次の1項を加える。

64の5 建築	(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に
---------	-----------------------

物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料

に関する法律（平成27年法律第53号。以下この項において「法」という。）第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この項において「計画」という。）の認定（以下この号において「計画の認定」という。）を受けようとする者

ア 計画の認定を受けようとする建築物が非住宅建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令第1号。以下この項において「省令」という。）第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいう。以下この項において同じ。）、共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅で非住宅部分（法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この項において同じ。）を有しないものをいう。以下この項において同じ。）又は複合建築物（省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。以下この項において同じ。）である場合

非住宅建築物又は複合建築物（非住宅部分に限りて計画の認定を受けようとする場合に限る。）にあつては(ア)又は(イ)に規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物（住戸の部分に限りて計画の認定を受けようとする場合に限る。）にあつては(ウ)に規定する手

	<p>(ア) 当該建築物の非住宅部分について 省令第8条第1号イ(1)及び同号ロ(1) の基準(以下この項において「誘導 標準入力法等基準」という。)を用 いて評価を行う場合</p> <p>a 非住宅部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの</p>	<p>数料の額、複 合建築物(非 住宅部分に 限って計画の 認定を受けよ うとする場合 及び住戸の部 分に限って計 画の認定を受 けようとする 場合を除 く。)にあっ ては(ア)又は(イ) 及び(ウ)に規定 する区分に応 じ、それぞれ 当該手数料を 合算した額</p> <p>223,000円 (非住宅誘導 基準適合証 (エネルギー</p>
--	---	--

の使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関（以下この項において「登録建築物調査機関」という。）が作成した法第30条第1項各号（法第31条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを示す書類をいう。以下この項において同じ。）の提出がある場合にあつて

	は、10,000円)
b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	356,000円 (非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあつては、26,000円)
c 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	507,000円 (非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあつては、78,000円)
d 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	625,000円 (非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあつては、123,000円)
e 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	727,000円 (非住宅誘導基準適合証の提出がある場

		合にあっては、153,000円)
f	非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	829,000円 (非住宅誘導基準適合証の提出がある場合 合にあっては、191,000円)
(イ)	当該建築物の非住宅部分について省令第8条第1号イ(2)及び同号ロ(2)の基準(以下この項において「誘導モデル建物法基準」という。)を用いて評価を行う場合	
a	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	86,000円(非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、10,000円)
b	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	141,000円 (非住宅誘導基準適合証の提出がある場合 合にあっては、26,000

	円)
c 非住宅部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平方 メートル未満のもの	228,000円 (非住宅誘導 基準適合証の 提出がある場 合にあって は、78,000 円)
d 非住宅部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上10,000平 方メートル未満のもの	298,000円 (非住宅誘導 基準適合証の 提出がある場 合にあって は、123,000 円)
e 非住宅部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以上25,000平 方メートル未満のもの	352,000円 (非住宅誘導 基準適合証の 提出がある場 合にあって は、153,000 円)
f 非住宅部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以上のもの	413,000円 (非住宅誘導 基準適合証の 提出がある場 合にあって

	<p>(ウ) 当該建築物の住宅部分（法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。第4号において同じ。）（住宅部分のうち住戸の部分に限って計画の認定を受けようとする場合にあっては、住戸の部分）（以下この号及び次号において単に「住宅部分」という。）について評価を行う場合</p> <p>a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>	<p>は、191,000円)</p> <p>67,000円（住宅誘導基準適合証等（登録建築物調査機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下この項において「登録住宅性能評価機関」という。）が作成した法第30条</p>
--	--	---

		<p>第 1 項 各 号 (法第31条第 2 項において 準用する場合 を含む。) に 掲げる基準に 適合している ことを示す書 類又は知事の 定めるその他 の 図 書 を い う。以下この 項において同 じ。) の提出 がある場合に あつては、 10,000円)</p> <p>b 住宅部分の床面積の合計が300 平方メートル以上2,000平方メー トル未満のもの</p> <p>1 1 3 , 0 0 0 円 (住宅誘導基 準適合証等の 提出がある場 合にあつて は、 20,000 円)</p> <p>c 住宅部分の床面積の合計が2,000 平方メートル以上5,000平方メー トル未満のもの</p> <p>1 9 3 , 0 0 0 円 (住宅誘導基 準適合証等の</p>
--	--	---

		提出がある場合にあっては、44,000円)
d	住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	267,000円 (住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、77,000円)
イ	計画の認定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅(非住宅部分を有しないものに限る。以下この項において同じ。)の場合	
ア)	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	34,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円)
イ)	床面積の合計が200平方メートル以上のもの	37,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円)

(2) 法第31条第1項の規定に基づく計画の変更の認定（以下この号において「計画の変更の認定」という。）を受けようとする者

ア 計画の変更の認定を受けようとする建築物が非住宅建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合

非住宅建築物又は複合建築物（非住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に限る。）にあってはア又はイに規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物（住戸の部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に限る。）にあってはウに規定する手数料の額、複合建築物（非住

		<p>宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合及び住戸の部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合を除く。)にあっては(ア)又は(イ)及び(ウ)に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額</p>
	<p>(ア) 当該建築物の非住宅部分について誘導標準入力法等基準を用いて評価を行う場合</p> <p>a 非住宅部分の計画の変更に係る部分(床面積の増加に係る部分を除く。)の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計(以下この号において「計画の変更に係る部分</p>	<p>223,000円 (非住宅誘導基準適合証の提出がある場合には、10,000円)</p>

	の床面積の合計」という。)が 300平方メートル未満のもの	
b	非住宅部分の計画の変更に係る 部分の床面積の合計が300平方 メートル以上2,000平方メートル 未満のもの	356,000円 (非住宅誘導 基準適合証の 提出がある場 合にあって は、26,000 円)
c	非住宅部分の計画の変更に係る 部分の床面積の合計が2,000平方 メートル以上5,000平方メートル 未満のもの	507,000円 (非住宅誘導 基準適合証の 提出がある場 合にあって は、78,000 円)
d	非住宅部分の計画の変更に係る 部分の床面積の合計が5,000平方 メートル以上10,000平方メートル 未満のもの	625,000円 (非住宅誘導 基準適合証の 提出がある場 合にあって は、123,000 円)
e	非住宅部分の計画の変更に係る 部分の床面積の合計が10,000平方 メートル以上25,000平方メートル 未満のもの	727,000円 (非住宅誘導 基準適合証の 提出がある場

		合にあっては、153,000円)
f	非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	829,000円 (非住宅誘導基準適合証の提出がある場合 合にあっては、191,000円)
(イ)	当該建築物の非住宅部分について誘導モデル建物法基準を用いて評価を行う場合	
a	非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	86,000円(非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、10,000円)
b	非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	141,000円 (非住宅誘導基準適合証の提出がある場合 合にあっては、26,000円)
c	非住宅部分の計画の変更に係る	228,000円

	<p>部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p>	<p>(非住宅誘導基準適合証の提出がある場合には、78,000円)</p>
	<p>d 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</p>	<p>298,000円 (非住宅誘導基準適合証の提出がある場合には、123,000円)</p>
	<p>e 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</p>	<p>352,000円 (非住宅誘導基準適合証の提出がある場合には、153,000円)</p>
	<p>f 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの</p>	<p>413,000円 (非住宅誘導基準適合証の提出がある場合には、191,000円)</p>

(ウ) 当該建築物の住宅部分について評価を行う場合	
a 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	67,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円）
b 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	113,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円）
c 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	193,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、44,000円）
d 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	267,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあって

	<p>イ 計画の変更の認定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅の場合</p> <p>㍿ 計画の変更に係る床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p> <p>イ) 計画の変更に係る床面積の合計が200平方メートル以上のもの</p> <p>(3) 法第30条第2項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けようとする者</p>	<p>は、77,000円)</p> <p>17,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円）</p> <p>19,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円）</p> <p>計画の認定を受けようとする建築物又は計画の変更の認定を受けようとする建築物の床面積の合計及び昇降機の数に応じて島根県建築基準法施行条</p>
--	--	---

例第11条及び第13条の規定の例により算出した額（工作物を築造する場合にあっては当該工作物の数に応じて同条例第11条及び第13条の規定の例により算出した額を、構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては当該部分の床面積の合計に応じて同条例第11条及び第13条の規定の例により算出した額に100分の108を乗じて得た額を加えた額）

	<p>(4) 法第36条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定（以下この号において「認定」という。）を受けようとする者</p> <p>ア 認定を受けようとする建築物が非住宅建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合</p> <p>イ 当該建築物の非住宅部分について省令第1条第1項第1号イの基準を用いて評価を行う場合</p> <p> a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>	<p>非住宅建築物にあっては(ア)又は(イ)に規定する手数料の額、共同住宅等にあつては(ウ)又は(エ)に規定する手数料の額、複合建築物にあつては(ア)又は(イ)及び(ウ)又は(エ)に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額</p> <p>223,000円 （非住宅基準適合証等（登</p>
--	--	---

		<p>録建築物調査 機関が作成し た法第2条第 1項第3号に 掲げる基準に 適合している ことを示す書 類又は知事の 定めるその他 の図書をいう。以下この 号において同 じ。)の提出 がある場合に あっては、 10,000円)</p> <p>b 非住宅部分の床面積の合計が 356,000円 300平方メートル以上2,000平方 (非住宅基準 メートル未満のもの 適合証等の提 出がある場合 にあっては、 26,000円)</p> <p>c 非住宅部分の床面積の合計が 507,000円 2,000平方メートル以上5,000平方 (非住宅基準 メートル未満のもの 適合証等の提 出がある場合 にあっては、</p>
--	--	---

	78,000円)
d 非住宅部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上10,000平 方メートル未満のもの	625,000円 (非住宅基準 適合証等の提 出がある場合 にあっては、 123,000円)
e 非住宅部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以上25,000平 方メートル未満のもの	727,000円 (非住宅基準 適合証等の提 出がある場合 にあっては、 153,000円)
f 非住宅部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以上のもの	829,000円 (非住宅基準 適合証等の提 出がある場合 にあっては、 191,000円)
(イ) 当該建築物の非住宅部分について 省令第1条第1項第1号口の基準を 用いて評価を行う場合	
a 非住宅部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	86,000円(非 住宅基準適合 証等の提出が ある場合に あっては、

	10,000円)
b 非住宅部分の床面積の合計が 300平方メートル以上2,000平方 メートル未満のもの	141,000円 (非住宅基準 適合証等の提 出がある場合 にあっては、 26,000円)
c 非住宅部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平方 メートル未満のもの	228,000円 (非住宅基準 適合証等の提 出がある場合 にあっては、 78,000円)
d 非住宅部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上10,000平 方メートル未満のもの	298,000円 (非住宅基準 適合証等の提 出がある場合 にあっては、 123,000円)
e 非住宅部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以上25,000平 方メートル未満のもの	352,000円 (非住宅基準 適合証等の提 出がある場合 にあっては、 153,000円)
f 非住宅部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以上のもの	413,000円 (非住宅基準

	<p>(ウ) 当該建築物の住宅部分について省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準(以下この項において「性能基準」という。)を用いて評価を行う場合</p> <p>a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>	<p>適合証等の提出がある場合にあっては、191,000円)</p> <p>67,000円(住宅基準適合証等(登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関が作成した法第2条第1項第3号に掲げる基準に適合していることを示す書類又は知事の定めるその他の図書をいう。以下この号において同じ。)の提出がある場</p>
--	---	---

		合にあっては、10,000円)
b	住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	113,000円 (住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円)
c	住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	193,000円 (住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、44,000円)
d	住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	267,000円 (住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、77,000円)
(イ)	当該建築物の住宅部分について省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準(以下この項において「仕様基準」という。)を用いて評価を行う場合	
a	住宅部分の床面積の合計が300	32,000円(住

	<p>平方メートル未満のもの</p> <p>b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p> <p>c 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p> <p>d 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの</p> <p>イ 認定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅で性能基準を用いて評価を行う場合</p> <p>㍿ 床面積の合計が200平方メートル</p>	<p>宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円)</p> <p>56,000円(住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円)</p> <p>101,000円(住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、44,000円)</p> <p>149,000円(住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、77,000円)</p> <p>34,000円(住</p>
--	---	---

	<p>未満のもの</p> <p>(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</p> <p>ウ 認定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅で仕様基準を用いて評価を行う場合</p> <p>(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p> <p>(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</p>	<p>宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円)</p> <p>37,000円(住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円)</p> <p></p> <p>18,000円(住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円)</p> <p>19,000円(住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円)</p>
--	--	--

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表21の項及び22の項の改正規定は、公布の日から施行する。